

雇用確保に関する緊急決議

米国発の金融危機は、グローバル化した経済の中で、瞬く間に世界的な同時不況の様相となっており、今や100年に1度とまで言われている状況である。

このような中、11月25日現在の厚生労働省の調査によると、国内において約3万人、県内においても578人の大量の派遣労働者等の非正規労働者が来年3月までに雇い止めとなる状況となっている。

これは、県内においては、派遣労働者が多いと思われる50社についてのみの数字であり、今回の調査結果に含まれていない中小企業やあるいはパート、臨時雇用などの雇用者を考慮すると、実態はさらに深刻な状況であることは明白である。

このほか新規学校卒業者の内定取り消しも、現在3名確認されており、社会人として新たなスタートに希望と夢を抱いていた学生やその家族にとって、計り知れない打撃と失望を与えるものである。

さらに、本年1月から11月末までの県内企業の倒産件数は97件、その従業者数は1,776人となっており、県内の雇用情勢は、昨年に引き続き危機的な状態となっている。

よって、県当局においては、このような非常に逼迫した雇用問題の実態把握に努め、労働者の雇用調整や内定取り消し、中小企業等の倒産などを防止し、一人でも多くの県民が救われるようあらゆる手だてや対策を講じるよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会